

公益財団法人 北九州産業学術推進機構
中小ものづくり企業における産業用ロボット導入検証支援事業
【産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業】

実施要領

産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業 スケジュール

- 1 公募期間 令和2年5月11日（月）～令和2年7月10日（金）
- 2 審査会 令和2年7月下旬
- 3 補助金交付決定通知 審査会終了後
- 4 産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業実施計画書等提出
※補助金交付決定通知後、10日以内に提出
【提出書類】
 - ・産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業実施計画書
 - ・給与規程（人件費を補助対象経費とする場合のみ）
- 5 中間経理検査
※経理処理に間違いが無いか、中間検査を実施
※事務局から、事前に連絡します。
- 6 補助対象事業完了報告 補助対象事業完了後、10日以内
【提出書類】
 - ・産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業実績報告書
 - ・事業内容証明書
 - ・支出証拠書類（見積書、納品書、請求書、領収書、振込書等）
- 7 実績報告の審査
- 8 補助金額の確定通知
- 9 補助金精算払請求書の提出
- 10 精算払い

本事業は、「公益財団法人 北九州産業学術推進機構 中小ものづくり企業における産業用ロボット導入検証支援事業実施規程」（以下、「規程」という。）に基づき実施するものです。あらかじめ、同規程をよくご確認ください。

第1 事業の目的

本事業は、北九州市内でこれまで産業用ロボットをはじめとした先端設備(以下、「産業用ロボット等」という)の活用が進んでいない分野・工程(以下「未活用領域」という。)に産業用ロボット等を導入し実証することで、未活用領域への産業用ロボット等の導入時における課題解決モデルを創出し、未活用領域への産業用ロボット等の活用範囲の拡大を図ることを目的としています。

第2 事業概要

北九州市内の未活用領域への産業用ロボット等の導入実証を行うとともに、産業用ロボット等の導入時における課題解決モデルの創出を行う中小ものづくり企業に対し、産業用ロボット等の導入費用等の一部を補助するものです。

なお、創出した課題解決モデルは、北九州市内企業への公表を予定しております。

第3 事業の対象者

北九州市内に事業所（本社、支店、営業所、工場等）を有する者のうち、次の全てに該当するものとします。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円未満の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下（ゴム製品製造業の場合は900人以下）の会社及び個人であって、製造業に属する事業を営むもの
- (2) 専門家の指導を受けるなどし、生産性の向上に関する計画を作成したもの又は作成する予定のもの
- (3) 市税を滞納していないもの
- (4) 暴力団員でないもの、また暴力団員と密接な関係を有する者ではないもの
 - ※ 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。
 - ※ 「製造業に属する事業」とは、日本標準産業分類「大分類 E 製造業」に属する、次の各事業のことを言います。

食料品製造業	窯業・土石製品製造業
飲料・たばこ・飼料製造業	鉄鋼業
繊維工業	非鉄金属製造業
木材・木製品製造業（家具を除く）	金属製品製造業
家具・装備品製造業	はん用機械器具製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業	生産用機械器具製造業
印刷・同関連業	業務用機械器具製造業
化学工業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
石油製品・石炭製品製造業	電気機械器具製造業
プラスチック製品製造業	情報通信機械器具製造業
ゴム製品製造業	輸送用機械器具製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	その他の製造業

※ 次のいずれかに該当する者は、補助対象者から除きます。

- ① 申請時に事業を営んでいない者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業（注）の所有に属している者
 - ③ 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が大企業の所有に属している者
 - ④ 役員の総数の2分の1以上が大企業の役員又は職員を兼ねている者
- （注）大企業とは、資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社のことです。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱いません。
- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ⑤ 市税を滞納している者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - ⑦ 法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員がいる者
 - ⑧ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用している者
 - ⑨ 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められる者

第4 対象となる事業

対象は、北九州市内の事業所において生産性の向上を図ることを目的に、未活用領域への産業用ロボット等の導入実証を行うとともに、産業用ロボット等導入時における課題解決モデルの創出を行う事業とします。

（1）産業用ロボットについて

「産業用ロボット」とは、自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種の作業（溶接、組立、搬送、塗装、検査、研磨、洗浄等）をプログラムにより実行できる機械をいい、産業用ロボットの制御ソフトウェアの導入についても原則として対象とします。

また、直接製造に関連する部分以外の、事業活動全体の活性化に大きく資する経営管理（生産、在庫、労務及び財務等）の効率化のために導入する産業用ロボットについても対象とします。

（2）「生産性の向上」の例

- ①作業人数の削減（20パーセント以上の省人化）
- ②労働時間の短縮（20パーセント以上の労働時間短縮）
- ③単位時間毎の生産量の増大（20パーセント以上の生産量の増大）
- ④生産コストの削減（20パーセント以上のコスト削減） など。

（3）補助金重複受領の禁止

実質的に同一内容の事業（相当程度重なる場合を含む。）について、この補助金と他の制度の補助金等を重複して受けることはできません。

重複受領の事実が判明した場合は、補助金交付決定通知後においても決定の取消を行うことがあります。

第5 補助金額及び補助率

補助金の金額は、補助金対象経費に3分の2を乗じて得られた金額の範囲内とし、上限は800万円（千円未満は切り捨て）です。

第6 補助対象期間

交付決定日から令和3年（2021年）2月28日まで

（ただし、補助対象者が補助対象期間終了日を令和3年2月28日以前とする場合は、交付決定日から当該日を補助対象期間とします。）

第7 補助対象経費

補助対象者が、未活用領域への産業用ロボット等の導入実証及び産業用ロボット等の導入時における課題解決モデルの創出に要する次に掲げる経費のうち、（公財）北九州産業学術推進機構（以下、「FAIS」という。）理事長が必要かつ適当と認める経費です（いずれも消費税相当分を除く）。

経費区分	内 容
人件費	ロボットシステムの実証に従事する時間の人件費 （※ただし、補助事業者が従業員等に支払う人件費は、補助金額の100分の20以内とします。）
外注費 （委託費）	システムインテグレーター企業（Sler企業）等によるシステム設計、試作、検証費、構築、導入支援費
物品購入費	ロボット、周辺機器等の購入に係る経費
その他	ここに掲げるものの他、FAIS理事長が特に必要と認める経費

※ 補助対象経費は、交付決定後の令和2年度内に事業着手し、補助対象期間完了までに取得・支出する経費を補助の対象とします。（※人件費については、補助対象期間終了後一月以内に支払いが確認できる書類が提出できる場合は、この限りではありません。）

■補助対象外の経費例（あくまでも例示であり、下記が全てではありません。）

- ①事務的に汎用性の高いOA機器、ソフトウェア購入費
- ②筆記用具やコピー用紙等文具類、及びインクカートリッジ等OA関連用品の購入費。
- ③辞書、ハンドブック、入門書等、事業実施に直接必要のない図書費。
- ④茶菓子代、飲食費及び交際接待費。
- ⑤補助事業と関係のない学会及びセミナー参加料
- ⑥補助事業と関係のある学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費等
- ⑦振込手数料、代金引換手数料（取引先が振込手数料を負担する場合であって、取引価格の内数になっている場合は補助対象とすることができます。ただし、請求書または振込明細書等で明確に確認できる場合に限りです。）
- ⑧タクシー料金、グリーン料金、及びビジネス・ファーストクラス料金等

※不明な場合は、必ずFAISロボット技術センターまでお問い合わせください。

第8 申請手続き

(1) 提出書類

本事業を活用する場合は、令和2年7月10日（金）17時30分までに、下記の書類をFAISロボット技術センターに提出してください。

提出書類	部数	備考
産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業申請書	正1部 写1部	
株主等一覧表	2部	暴力団排除条例に基づく県警紹介に使用します。
会社概要及び経歴	2部	既存の会社紹介パンフレットでも可
定款（個人の場合は、事業開始時に税務署に提出する「個人事業の開廃業等届出書」控の写し）	1部	
直近2期分の収支決算書（貸借対照表・損益計算書）、製造原価計算書、株主資本等変動報告書等	1部	創業2年未満の場合は、創業期から直近までの収支決算書
市税に滞納がないことの証明	1部	（市税事務所（東部・西部）にて市税証明書「市税に滞納がないことの証明」を申請すること。）
補助事業に要する経費の根拠となる資料（見積書等）	1部	

※上記の提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明をしていただくことがあります。

※一度提出された書類の返却はしませんのでご了承ください。

(2) 提出方法

書類の提出は、持参又は郵送により行ってください。郵送の場合は、封筒の表に「産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業申請書」と朱書きしてください。

(3) 申請後（審査、決定通知）

申請後、書類等による審査に加えて必要に応じて行う現地調査、学識経験者等で構成された審査委員会等により内容を審査し適当と認められたときは、採択します。（この時点では、補助金を交付することを決定します。なお、実際に支払う補助金額は、補助事業完了後に行う審査で確定します。）

※不適当と判断された場合も、その旨を通知します。

【審査項目例】

- 産業用ロボット導入の可能性があり、未活用領域であると認められるか。
- 財務の健全性
- 生産性向上の効果（本事業によるロボット導入後に想定される効果）

第9 補助金交付決定通知後の提出書類

提出書類	部数	備考
産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業実施計画書	1部	申請書提出後の変更点（大きな変更がある場合は要相談）及び審査委員会での指摘事項、採択条件等に対応したものを提出。
給与規程	1部	人件費を計上する場合

第10 会計処理

会計処理にかかる全般的な注意事項は、下記のとおりです。

- (1) 本事業は、国及び北九州市からの補助金を元を実施するものです。そのため、経理処理においては、補助金交付決定を受けた会社が定めている規則や規程等（物品購入処理手順等）に則り処理をしてください。（※規則や規程等に基づかない場合、補助金の対象外となる場合があります。）
- (2) また、本事業に関連する経理書類は、国の会計検査及び北九州市監査委員の監査を受けることがあります。そのため、厳重に保管しておいてください。（※概ね事業終了の翌年度から5年間）
- (3) 補助対象期間中に支払った経費のみが対象となります。
※支払（振込の場合は、先方への入金）は、補助対象期間終了日までに必ず行ってください。ただし、人件費については補助対象期間終了後一月以内に支払いが確認できる書類が提出できる場合は、この限りではありません。（再掲）
- (4) 本補助金は、補助対象期間中に補助事業を実施するにあたり必要となる経費が対象です。そのため、支払が補助期間中であっても、システムインテグレーター企業（SIer企業）等による業務分析、機種評価、設計シミュレーション等が補助期間中に行われなかった場合は、補助対象外となります。また、他の事業に使用することもできません。
- (5) 上記（3）及び（4）の確認ため、支出証拠書類（見積書、納品書、請求書、領収書、振込書等）を補助事業完了報告時に、提出していただきますので、適切に保管・管理をお願いします。また、支出証拠書類は補助事業完了後の翌年度から5年間保管してください。

第11 財産の管理等

本事業で取得した財産は、補助事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助を受ける事業の目的にあった運用をしなければなりません。また、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分する場合は、事前に FAIS 理事長の承認を受ける必要があります。

なお、財産の処分により収入を得た場合は、その一部を FAIS に納付していただきます。

$$\boxed{\text{納付額} = (\text{処分により得た収入}) \times (\text{補助率：} 2/3)}$$

第 12 補助対象事業の計画変更、中止・廃止について

(1) 補助対象事業の計画変更について

補助の対象となる事業の計画を変更する場合は、事前に FAIS 理事長の承認が必要です。
下記のような場合は、FAIS までご連絡ください。変更内容によっては、認められない場合があります。なお、手続きを経ずに変更した場合は、補助対象になりません。

- 補助の対象となる事業の実施方法、期間等、主な内容を変更しようとするとき
- 補助対象経費における経費の配分を変更しようとするとき

※ただし、変更する経費項目のうち、配分された経費の低い額の 10 分の 2 以内の変更は除きます。

(2) 補助対象事業の中止・廃止について

補助の対象となる事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に FAIS 理事長の承認が必要です。また、中止・廃止が認められた場合は、認められるまでの開発状況について実績報告書を提出するとともに精算し、残額を返還する必要があります。

※中止と廃止の違いについて

- 中止は、補助対象事業について、計画の見直し等により、一旦執行を取りやめること。(補助対象となっている事業は実施するが、補助金の活用を取りやめること。)
- 廃止は、補助対象事業について、事業そのものを取りやめること。(補助対象となっている事業、そのものを取りやめること。)

第 13 補助金交付決定の取消しについて

下記の事項に該当することが明らかになった場合は、補助金交付決定を取消します。なお、補助金額の確定後においても、取消しの対象となります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容、交付決定時に付した条件又は本規程に基づく FAIS 理事長の指示に違反したとき。
- (4) その他、FAIS 理事長が定める行為を行ったとき

なお、補助金交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付している場合は、返還していただきます。

第 14 補助金の支払い

補助金の支払いは、補助対象事業完了後、実績報告書の内容を審査した後、行います。そのため、補助対象事業実施期間中は、補助金相当分の資金を確保する必要があります。(※補助金額の確定通知後、補助金精算払請求書を、提出してください。)

第 15 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに FAIS に報告してその指示を受けること。
- (2) 補助対象事業の進捗状況等確認のために FAIS が報告を求めた場合は、遅滞なく報告すること。また、必要に応じて FAIS が現地確認を行う場合は、これに協力すること。
- (3) 補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間、FAIS の求めに応じて、当該事業状況(ロボットの導入状況等)について、FAIS に報告すること。また、補助事業に関係する調査に協力すること。

- (4) 補助事業終了後、F A I Sが必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表すること。
また、F A I Sが補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。※を参照。

※F A I Sでは、産業用ロボットの活用による中小ものづくり企業の生産性向上を支援しております。については、補助対象事業完了後3年間、F A I Sの求めに応じて、当該補助事業の結果を報告していただきます。また、報告いただいた内容については公表することを予定しております。公表内容につきましては、各補助事業者と相談の上決定いたします。

【問い合わせ先：事務局】

公益財団法人 北九州産業学術推進機構 ロボット技術センター

電話：093-695-3085

FAX：093-695-3525

e-mail：robotics@ksrp.or.jp

担当：香月・皆尺寺・佐藤